

表 4 - 3 自 動 車 騒

自動車の種類		規制内容	定常走行及び 排気騒音			
		規制年	昭和26年	46年規制		51・52年 規 制
		環境庁告示				50.9.4 第53号
		運輸省令	26.7.28 第67号	45.12.4 第91号	50.9.5 第35号	
普通自動車、 小型自動車 及び軽自動車 (専ら乗 用の用に供 する乗車定 員10人以下 の自動車及 び二輪自動 車を除く。)	車両総重量が3.5トン を超え、原動機の最高 出力が200馬力を超え るもの	大型バス	80	92	89	
		大型貨物				
		大型特殊				
	車両総重量が3.5トン を超え、原動機の最高 出力が200馬力以下の もの	中型車	78	89	87	
		小型車	74	85	88	
	車両総重量が3.5トン 以下のもの	小型全輪駆動車				
専ら乗用車の用に供する乗車定員10 人以下の普通自動車、小型自動車及 び軽自動車(二輪自動車を除く)		乗用車	70	84	82	
二輪の小型自動車及び軽自動車 (総排気量が125ccを超えるもの)		小 型	74	86	88	
		軽		84		
原動機付自転車 (総排気量が125cc以下のもの)		排気量51cc以上	70	82	79	
		排気量50cc以下		80		
全ての自動車(常時)			85			

〔備考〕 表中   は、「自動車騒音の許容限度の長期的設定方策」に基づく第2段階規制の達成を示す。

定常走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の60%（または35km/h）で走行時の騒音〔測定位置は、車両中心から左方7.0m、高さは1.2m〕

排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の60%で無負荷運転時の騒音〔測定位置は、排気管の後方2.0m、高さは1.2m〕

加速走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の75%（または50km/h）で走行時の騒音〔測定位置は、車両中心から左方7.5m〕

音 規 制 の 経 緯

単位：ホン

加 速 走 行 騒 音							近 接 排 気 音	第 2 段 階 規 制 の 適 用 時 期	
54年規制	57年規制	58年規制	59年規制	60年規制	61年規制	62年規制		新 型 車	継 続 生 産 車
53. 1.30 第 4 号	55. 9.10 第 41 号	56. 8.26 第 74 号	57. 9.29 第 90 号	58.10.28 第 63 号	59.10.19 第 50 号	60. 9.25 第 50 号	-	-	-
53. 2. 4 第 5 号	55. 9.11 第 27 号	56. 8.27 第 39 号	57. 9.30 第 31 号	58.10.29 第 46 号	59.10.19 第 34 号	60. 9.25 第 31 号			
86			88				-	59.10	60. 9
				88				60.10	61. 9
					88			61.12	62.11
86		88					-	58.10	59. 9
81			78				-	59.10	60. 9
				78				60.10	61. 9
81	78						-	57.10	58. 9
78						75	99	62.10	63. 9
					75				60.10
75					72		95	60.10	62. 9
				72				59. 4	60. 3

近接排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の75%（二輪自動車及び原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5千回転を超えるものは50%）で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合における騒音〔測定位置は、排気管の外側45度、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ（排気管高さが0.2m未満は0.2m）〕

なお、近接排気騒音の規制は、使用過程車（国産車は昭和46年4月以降生産された新型車）及び新車を対象になっており、国産車は昭和61年6月から、輸入車は昭和64年4月から適用される。